

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 3 号

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会個人情報の保護に関する条例（令和 4 年総社市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
（定義） 第 2 条 略 2 ～ 9 略 1 0 この条例において「特定個人情報」とは，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条<u>第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 1 1 ～ 1 3 略 （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 略 2 ～ 4 略 5 保有特定個人情報に関しては，第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 9 条の規定は適用しないものとし，次の表の左欄に掲げる規定の適用については，これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は，同表の右欄に掲げる字句とする。				（定義） 第 2 条 略 2 ～ 9 略 1 0 この条例において「特定個人情報」とは，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条<u>第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 1 1 ～ 1 3 略 （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 略 2 ～ 4 略 5 保有特定個人情報に関しては，第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 9 条の規定は適用しないものとし，次の表の左欄に掲げる規定の適用については，これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は，同表の右欄に掲げる字句とする。			
略				略			
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項		第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項	

改 正 後			改 正 前		
	規定に違反して利用されているとき	(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		規定に違反して利用されているとき	(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略			略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。